(仮称)新潟市自治基本条例庁内検討メンバー会議(第8回)会議メモ

期日: 平成 18年3月23日

時間:午後1時30分~4時30分

会場:監査特別会議室

次 第

- 1. 自治基本条例検討について(本日の検討部分)
 - ○これまでの検討全般に対して(外部講師を交えて)
 - ○市政運営の諸原則「政策の推進」
 - 区の運営について

○自治基本条例全般について再考

※これらの必要性、盛り込むべき内容について検討を行う。

1. 自治基本条例検討について

【これまでの検討全般に対して】

- ・既に自治基本条例には先行事例が多くある中で、必ずしも目新しさにこだわる必要はない。 重要なのは、書いてあることがきちんと実行されること。他の県、市が盛り込んでいない ことを入れるということにこだわる必要はなく、大切なのは、その地域の状況を踏まえて 本当に必要なことを盛り込むこと。
- ・新潟市が考えている自治基本条例の3つの柱のうち、「自治体の最高法(基本法)」の表現で、最高で基本という言葉はしっくりこないのでは?
- <2回目の検討内容について>
- ・自治基本条例は短いスパンではなく10年,20年という長い期間を想定したもっと普遍性のあるもの。マニフェストをストレートに入れ込むものではない。
- ・尊重と整合・・・整合という言葉は一般的でない。尊重でよいのではないか。
- ・**地域主権・・・**スローガンとしてはわかるが、条例の文言として掲げるには議論が必要。 法的に詰めていくと行政法上行き詰る。
- ・市民が主体・・・市民が主役?文言に疑問が残る。
- ・多様性の尊重・・・種の多様性というイメージ。他の表現がいいのではないか。法令で一 般的に使わないのではないか。人権規約などを参考にしてみたらどうか。
- <3回目の検討内容について>
- ・議会と区自治協議会の関係は難しい。どのような表現にするか。

< 4回目の検討内容について>

- ・公平と公正・・・日常使う言葉は意味を改めて確認しておく必要がある。効率,効果,経済 性など。
- ・参加と参画・・・どちらの言葉を使うかきちんと整理が必要。
- < 5回目の検討内容について>
- 「最小の経費で最大の効果」については、市民は当たり前としてわかっているが載せるか。
- <6回目の検討内容について>
- ・出資法人などの別組織は表現が難しいが、訓示的なもの、要請するとして書いてもいいのではないか。
- ・ユニバーサルデザインの入れ方は難しいが、政策の推進として入れるか、あるいは職員の責務として入れるかなどいろいろと考えられる。
- < 7回目の検討内容について>
- ・市民の目から見たときに,「**行政評価委員会」は誤解を生む名称**。一般の行政評価が定着しつつある現在,オンブズマン的なものの名称としては疑問。
- ・平和都市宣言は前文で謳う。本則には入れないほうがいい。
- ・条例の見直しは首長の任期に合わせて4年程度でよいのではないか。

○市政運営の諸原則(政策の推進)※前回未検討部分

【盛り込むべき内容】

- ・区自治協議会を区の運営の中で組織として謳うか、協働の推進の中で謳うかという問題がある。
 - 一広域行政課の検討チーム員から区自治協議会設置にかかる中間報告について説明―
- ・「協働の仕組みづくり」で**コミュニティ**の話が出たが、広域的な地域活動としてコミュニティにどこかで触れなければならないのではないか。区自治協議会を協働のかなめとして位置付けるとすると、具体的なパートナーとしてコミュニティ協議会に触れる必要はないか。
- ・新たな広域活動の担い手として、また場合により公共部分を担う市のパートナーとして、コミュニティを包括的に規定する必要があるか。
- ・区の組織としては、分権型政令市として、区の組織、本庁との役割分担ということを 規定していく必要があるのではないか。
- ・区のまちづくりの理念として大きな観点で書き込まれるのが良いのではないか。
- ・自治基本条例から区自治協議会設置条例につなぐということから,自治基本条例の中 で設置条例の前文的な考え方を入れる必要がある。

- ・具体的な区の組織を規定していくのは、今はいいがずっとそれでいけるかという問題 もある。都市内分権、組織内分権というような考え方を市政運営の基本原則の中に入 れるという方法もあるのではないか。区自治協議会については、地域協働の推進の中 で協働の概念として謳いこむという方法もある。
- ※最終原案を年度内に示し、検討チーム員から意見をいただく。新年度は条文の検討に入っていく。